

基 発 第 0 4 1 6 0 0 4 号
平 成 1 5 年 4 月 1 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記については、行政事務の簡素・合理化のため、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

表.T_002

主務課	報告番号	報告名	改正事項	改正理由
監督課	監501	行政運営方針等 策定変更報告	廃止する。	事務簡素合理化の観点 から、廃止することと して差し支えないもの と考えられるため。